

30 福保第391号
平成30年 8月16日

一般社団法人 長崎県作業療法士会長 様

長崎県福祉保健部福祉保健課長



長崎県育児休業代替職員登録制度について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

県政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、有資格職種の職員の育児休業に際し、代替職員として勤務いただく方の登録制度を別添資料のとおり実施しておりますが、登録者数が少なく、代替職員の確保に苦慮している状況です。

つきましては、会報誌やホームページへの掲載などにより貴会の会員の方へ本制度をご案内いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、本制度は名簿への登録のみとなりますので、登録されてもすぐに採用されない場合がありますが、育児休業を取得する職員があった場合には、登録された方へ随時ご連絡差し上げることとしております。

お問い合わせ等につきましては、下記担当宛ご連絡下さい。

※登録制度案内及び申込書データダウンロードは下記URLより

<http://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/shokuinsaiyo-shikaku-shiken-bosyu/261601.html>

長崎県 育児休業

検索

〒850-8570

長崎市長崎市尾上町3番1号

長崎県福祉保健課 担当：中村

電話：095-895-2410

FAX：095-895-2570

E-mail: masahiko-nakamura@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県育児休業等代替職員登録案内

2017年10月6日更新

1. 育児休業等代替職員候補者名簿への登録手続き

- ・ 正規職員の育児休業等により代替職員が必要な場合に採用するための候補者名簿に登録する方を募集します。
- ・ 候補者名簿への登録手続きについては、一般事務と資格免許職種により異なります。
- ・ 育児休業代替職員として採用された方は、長崎県庁や県の地方機関で、育児休業取得職員等の代替職員として、最大1年間の任期で勤務していただきます。

(1) 一般事務を希望する方

一般事務を希望される方については登録試験を受験していただき、合格された場合に平成30年度の1年間(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)登録となります。

【平成29年度育児休業等代替職員登録選考試験案内】

平成29年度育児休業等代替職員登録選考試験(平成30年度登録分)を下記の要領により実施します。

受験を希望される方は、下記申込書に必要事項を記載の上、人事課までお申し込みください。

1. 試験日

平成29年12月3日(日) 10:30から12:00まで 長崎市のほか県内7ヶ所で開催します。

2. 申込期間

平成29年10月9日(月)から平成29年11月3日(金)まで

※申込書に必要事項を記載し、郵送又は持参により、11月3日(金)人事課必着のこと。

詳細につきましては、下記要領をご覧ください。

[【一般事務系】登録申込書\(Wordファイル\)ダウンロード](#)

(2) 資格免許を有する方(薬剤師、獣医師、保健師等) ※随時受付中

随時登録を受け付けています。登録試験はありません。

申し込み方法は、必要事項を記入した下記申込書と登録要件となる資格・免許等の写しを同封して、

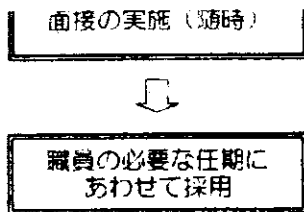
郵送又は持参により、下記資格免許職種一覧の各担当課あて申し込んでください。

郵送する場合は、封筒の表に「育児休業等代替職員採用申込書在中」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。

【申込先】 各担当課 〒850-8570 長崎市 尾上町3-1

【受付期間】 随時受付中

[【資格免許系】登録申込書\(Wordファイル\)ダウンロード](#)



※育児休業を取得する職員が育児休業前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を随時職員として採用することがあります。

このページの掲載元

八木 謙

住所:長崎県長崎市尾上町3番1号

電話:095-895-2152

ファクシミリ:095-895-2550

お問い合わせ先:長崎県庁 子育て課

長崎県育児休業代替職員登録案内

《 作業療法士 》

1. 受付期間

随時登録を受け付けています。登録試験はありません。

2. 登録資格

①作業療法士の免許を有する方

②地方公務員法第16条に該当しない方

※地方公務員法第16条に該当する方とは

- ・成年被後見人または被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・長崎県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 勤務予定先

県立保健所など

4. 給与等

給料は、「職員の給与に関する条例」に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。なお、給料のほか、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

また、法定の社会保険制度が適用されます。

5. 退職金

退職手当が、「職員の退職手当に関する条例」に基づき支給されます。

6. 採用までの流れ

作業療法士免許の確認 → 候補者名簿に登録 → 面接の実施（随時）

→ 職員の育児休業取得にあわせて採用

※育児休業を取得する職員が育児休業前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を臨時職員として採用することがあります。

7. 申込手続き

必要事項を記入した申込書と登録要件となる作業療法士免許の写しを同封して、郵送又は持参により申し込んでください。郵送する場合は、封筒の表に「育児休業代替職員採用申込書在中」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。

※県指定様式は、長崎県ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/shokuinsaiyo-shikaku-shiken-bosyu/261601.html>

長崎県 育児休業 で検索

【申込先】 〒850-8570 長崎市市尾上町3番1号
長崎県 福祉保健部 福祉保健課

◎その他不明な点がございましたら、長崎県 福祉保健部 福祉保健課へお問い合わせ下さい。

TEL : 095-895-2410 E-Mail s04060@pref.nagasaki.lg.jp